



平成28年度 第3回 日進市地域包括ケア検討会議

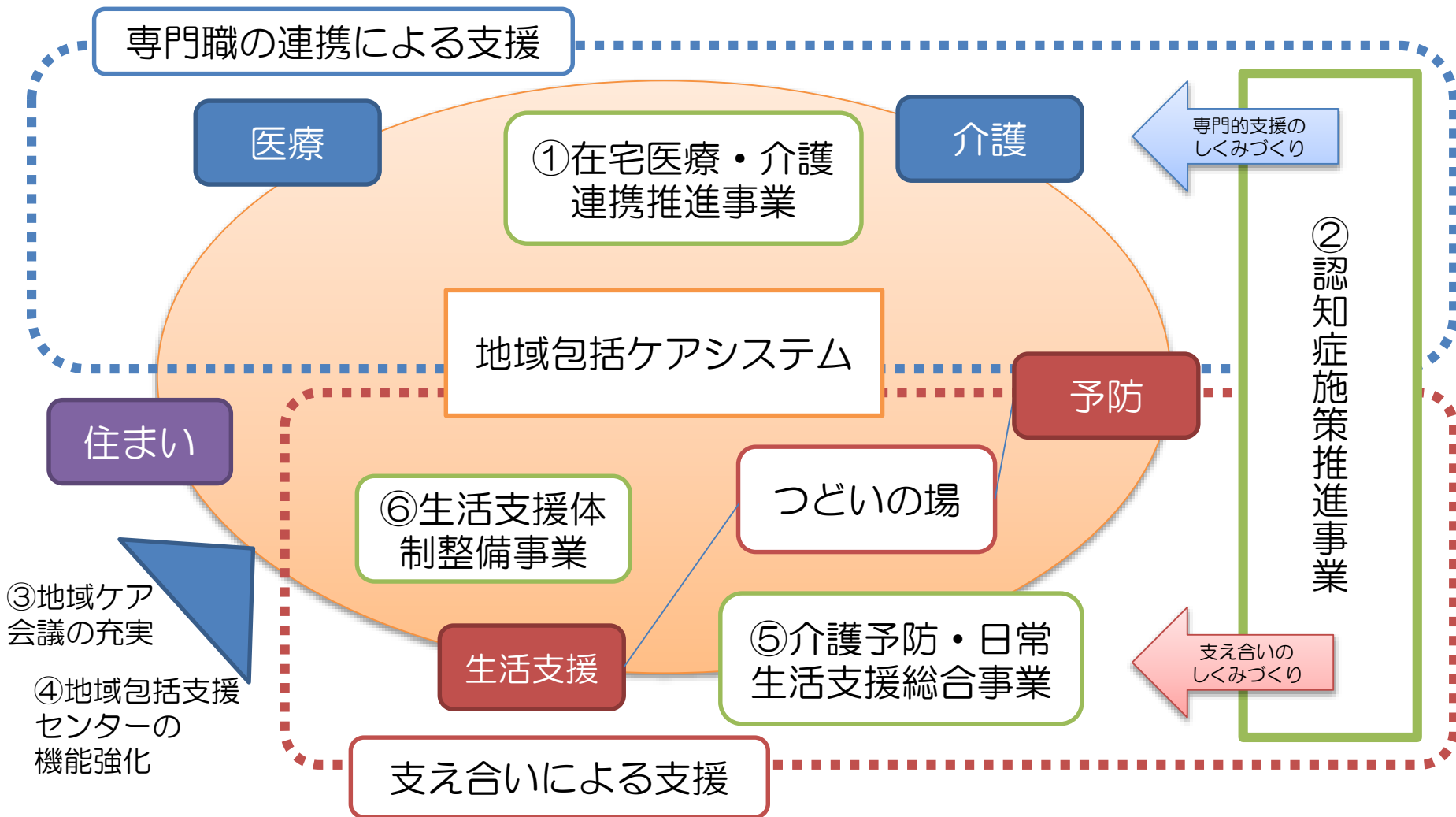
平成29年3月21日
日進市健康福祉部



(1) 地域包括ケアの進め方について



日進市の地域包括ケアシステム





(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について



総合事業への移行状況について



平成29年3月1日時点

【要介護等認定者数】

区分	人数	構成比
要支援1	438名	16.7%
要支援2	464名	17.7%
小計	902名	34.4%
要介護1	493名	18.8%
要介護2	419名	16.0%
要介護3	271名	10.3%
要介護4	284名	10.8%
要介護5	253名	9.6%
小計	1,720名	65.6%
合計	2,622名	100.0%



【総合事業移行者数】

区分	人数	移行率
要支援1	162名	37.0%
要支援2	188名	40.5%
小計	350名	38.8%
事業対象者	47名	—
合計	397名	—

【要支援1・2】

新規（10月1日以降申請分）

更新（10月～2月更新分）

【事業対象者】

新規（10月1日以降申請分）

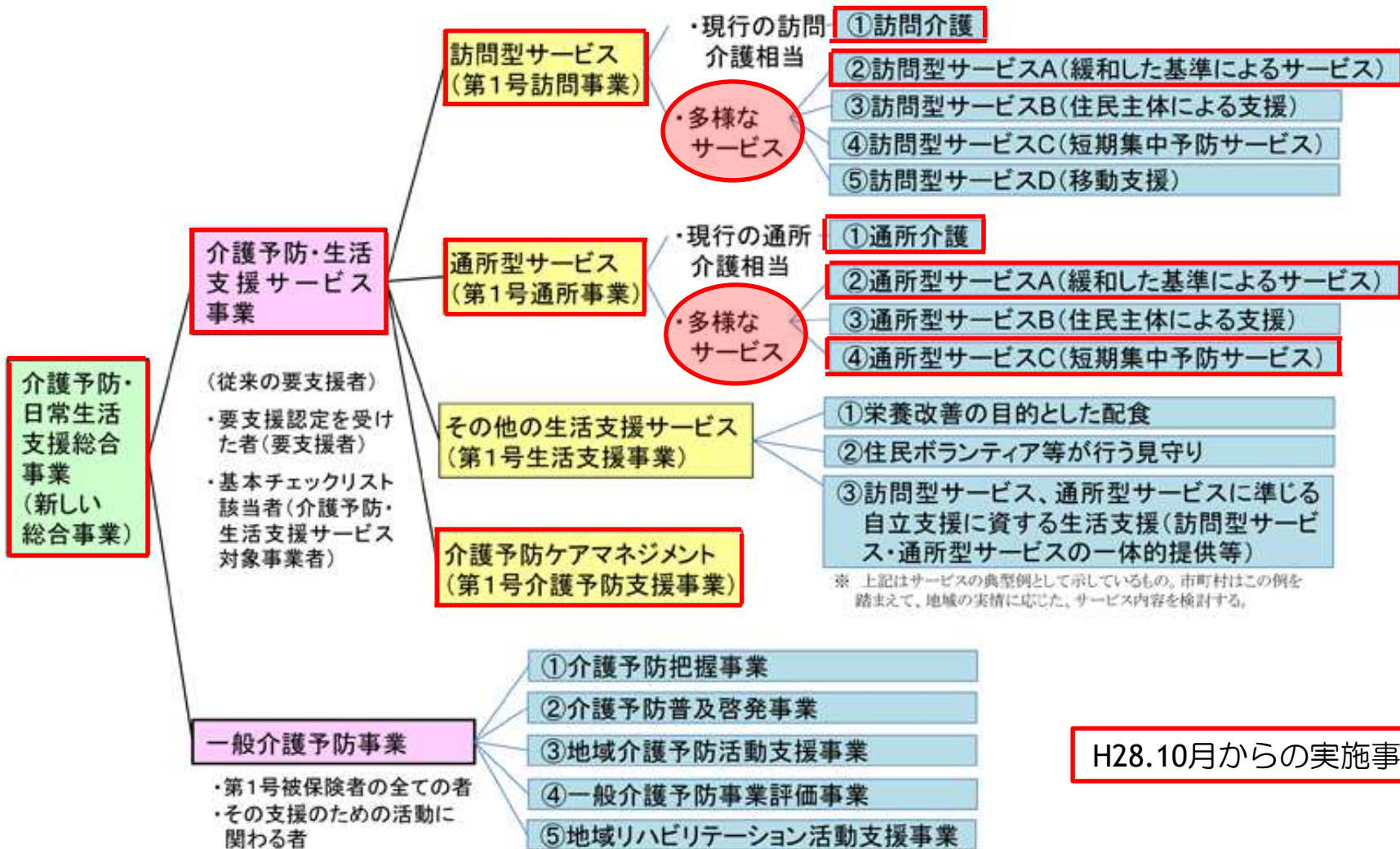
※端数処理のため合計は100%になりません。

【参考】

人口：89,114名、高齢者人口：17,484名、高齢化率：19.6%（前期高齢者：9,385名、後期高齢者：8,099名）



介護予防・生活支援サービスについて



出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



緩和基準サービス（A型）の指定状況について



平成29年3月1日時点

類型	事業所名	所在地	指定年月日
訪問型サービスA (7事業所)	ヘルパーサービスあんじゅの森	日進市(岩崎町)	平成28年10月1日
	あい工房ヘルパーステーション	日進市(蟹甲町)	
	健やかネットワーク	日進市(岩崎台)	
	なの花訪問ケア	名古屋市(名東区)	平成29年1月1日
	サンライフヘルパーステーション	日進市(米野木町)	
	ファミリア赤池ヘルパーステーション	日進市(浅田町)	
	ヘルパーステーション さくらの家	日進市(岩崎町)	
			平成29年3月1日

※指定申請については随時受付しています。



緩和基準サービス（A型）の指定状況について



平成29年3月1日時点

類型	事業所名	所在地	指定年月日
通所型サービスA (8事業所)	デイサービスさくら100	日進市(岩崎町)	平成28年10月1日
	元気デイ はじめの一步	日進市(東山)	
	デイサービスさかえ	日進市(浅田町)	
	あい工房	日進市(蟹甲町)	
	デイサービス ファミリア赤池	日進市(浅田町)	平成29年1月1日
	デイサービス なごみの家	日進市(折戸町)	平成29年3月1日
	デイサービス パワリハ香久山	日進市(香久山)	
	デイサービスはなのき 日進	日進市(北新町)	

※指定申請については随時受付しています。



生活支援サポーター養成講座について

(訪問型サービスA従事者養成研修)



生活支援サポーター養成講座

訪問型サービスAの従事者資格となる養成研修として、指定事業所の従事予定者を対象に開催。
(第1層生活支援コーディネーター業務として開催)。

<第1回>

日時 平成28年9月26日(月)・28日(水) 2日間研修

受講者 9名

会場 日進市中央福祉センター

内容 ①介護予防・日常生活支援総合事業について

②権利擁護と守秘義務について

③生活支援活動の心得について

④高齢者の心身の特性と暮らしについて

⑤利用者への接し方について

⑥生活支援と家事援助の技術について

※受講者のフォローアップとして別に現場研修(デイサービス)及び認知症サポーター養成講座を実施。



養成講座の様子

<第2回>

日時 平成29年3月14日(火)・15日(水) 2日間研修

受講者 12名

会場 日進市中央福祉センター

内容 第1回と同じ。

※受講者のフォローアップとして認知症サポーター養成講座を実施。

現場研修については、デイサービスからヘルパー研修に変更。



養成講座の様子



短期集中予防サービス（C型）について



（1）足腰おたっしゃクラブ（運動器の機能向上事業）

理学療法士指導による健康講座、個別運動指導・集団運動指導を行う教室で、1教室3ヶ月で構成し、最長2教室（6ヶ月）で生活機能の改善を図ります。

【10月教室】

①日進ホーム

実施期間：平成28年10月6日～同年12月29日（全12回）毎週木曜日 午前10時～正午

参加対象：事業対象者（新規）

参加者数：20名

会場：日進ホーム

【1月教室】

①日進ホーム

実施期間：平成29年1月5日～同年3月23日（全12回）毎週木曜日 午前10時～正午

参加対象：事業対象者（継続）

参加者数：18名

会場：日進ホーム

②愛泉会

実施期間：平成29年1月10日～同年3月21日（全12回）毎週火曜日 午後2時～同4時

参加対象：要支援者（新規）・事業対象者（新規）

参加者数：19名

会場：日進市保健センター西館





短期集中予防サービス（C型）について



（2）健口健食元気クラブ（栄養・口腔機能向上事業）

管理栄養士や歯科衛生士指導による栄養・口腔機能改善に関する健康指導と運動メニューによる6ヶ月間の教室で、生活機能の改善を図ります。

【10月教室】

①名古屋学芸大学

実施期間：平成28年10月28日～平成29年3月24日（全10回）

概ね隔週金曜日 午後2時～同3時30分

参加対象：事業対象者（新規）

参加者数：9名

会 場：日進市民会館

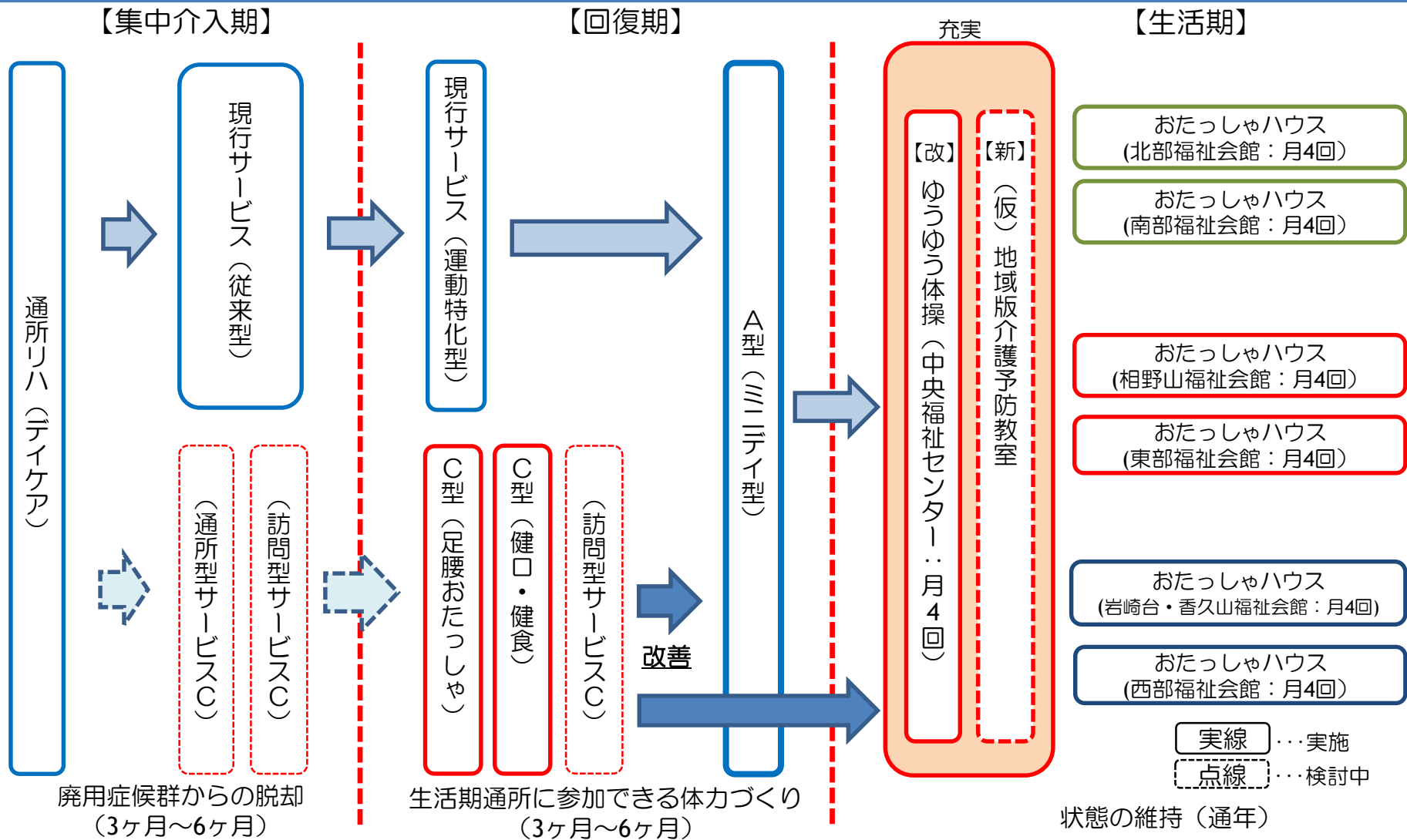


教室後の受け皿及び介護予防の場として、主に以下の事業を実施しています。

事業名	区分	箇所数	概要
ゆうゆう体操教室	運動器	3	各地域包括センターで月1回開催の運動教室
オープン回想法	認知予防	1	福祉情報センターで週1回開催の回想法教室
おたっしゃハウス	運動器	6	各福社会館で週1回開催の運動教室
コミュニティサロン	サロン	6	各福社会館で週1回開催の地域サロン



介護予防の展開イメージ





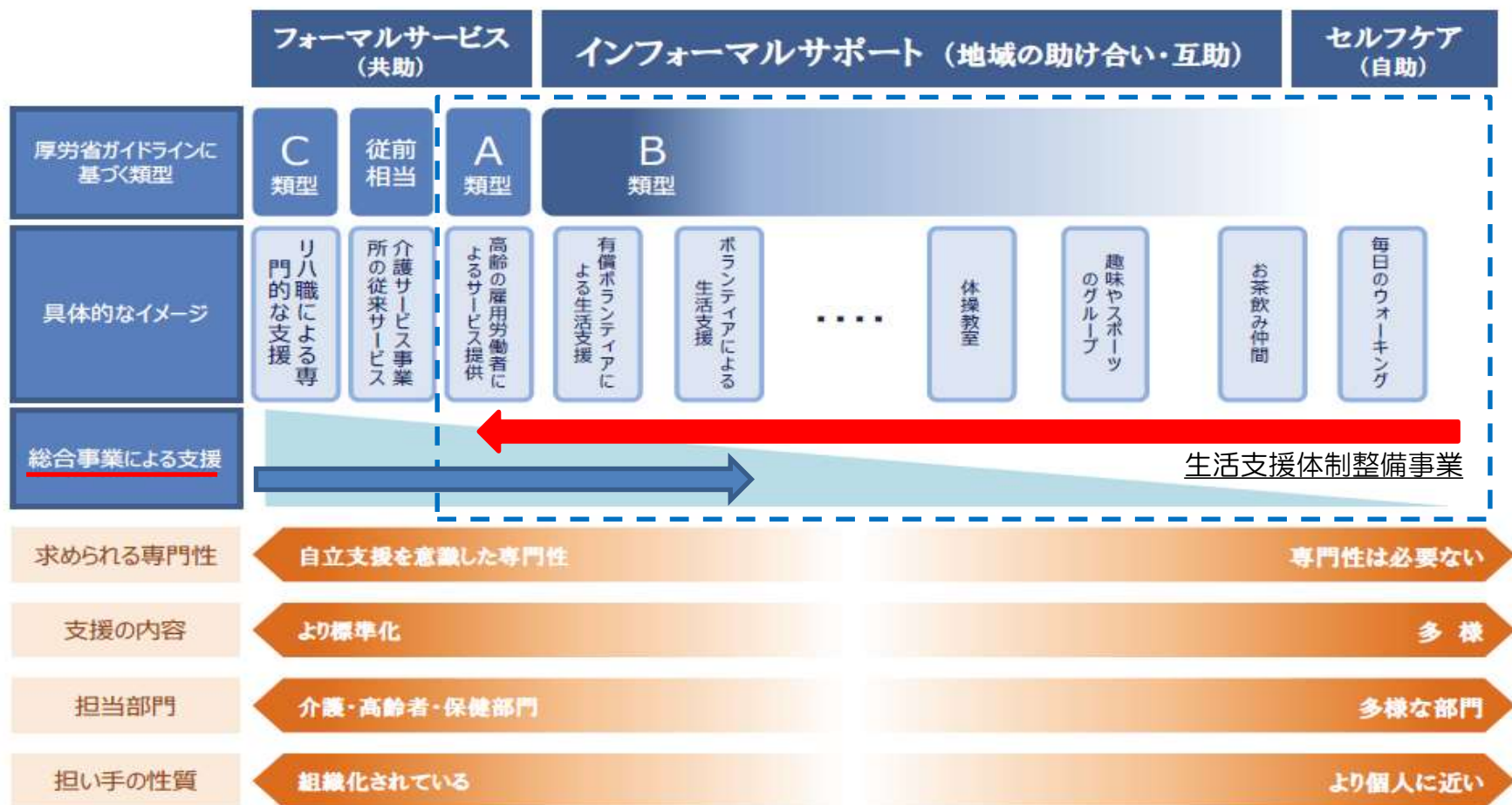
(3) 生活支援体制整備事業について



介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業



<図表 8：ガイドラインの類型から考える「サービスづくり」と「地域づくり」>



出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）



生活支援体制整備事業について



(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

①第1層生活支援コーディネーター

市全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割

【団体】日進市社会福祉協議会（天野、中川）

【時期】平成28年7月～

②第2層生活支援コーディネーター

各日常生活圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割

【団体】中部地区：(有)はじめの一步（荒川）

東部地区：(特非)介護サービスさくら（村居）

西部地区：(株)アンジュ（池谷）

【時期】平成28年10月～



(2) 協議体の設置

①第1層協議体（地域包括ケア検討会議の部会として設置予定）

【役割】市全域でのサービス・資源の開発や基盤整備

【時期】平成29年1月31日

※にっしん地域支え合い円卓会議も継続。

②第2層協議体

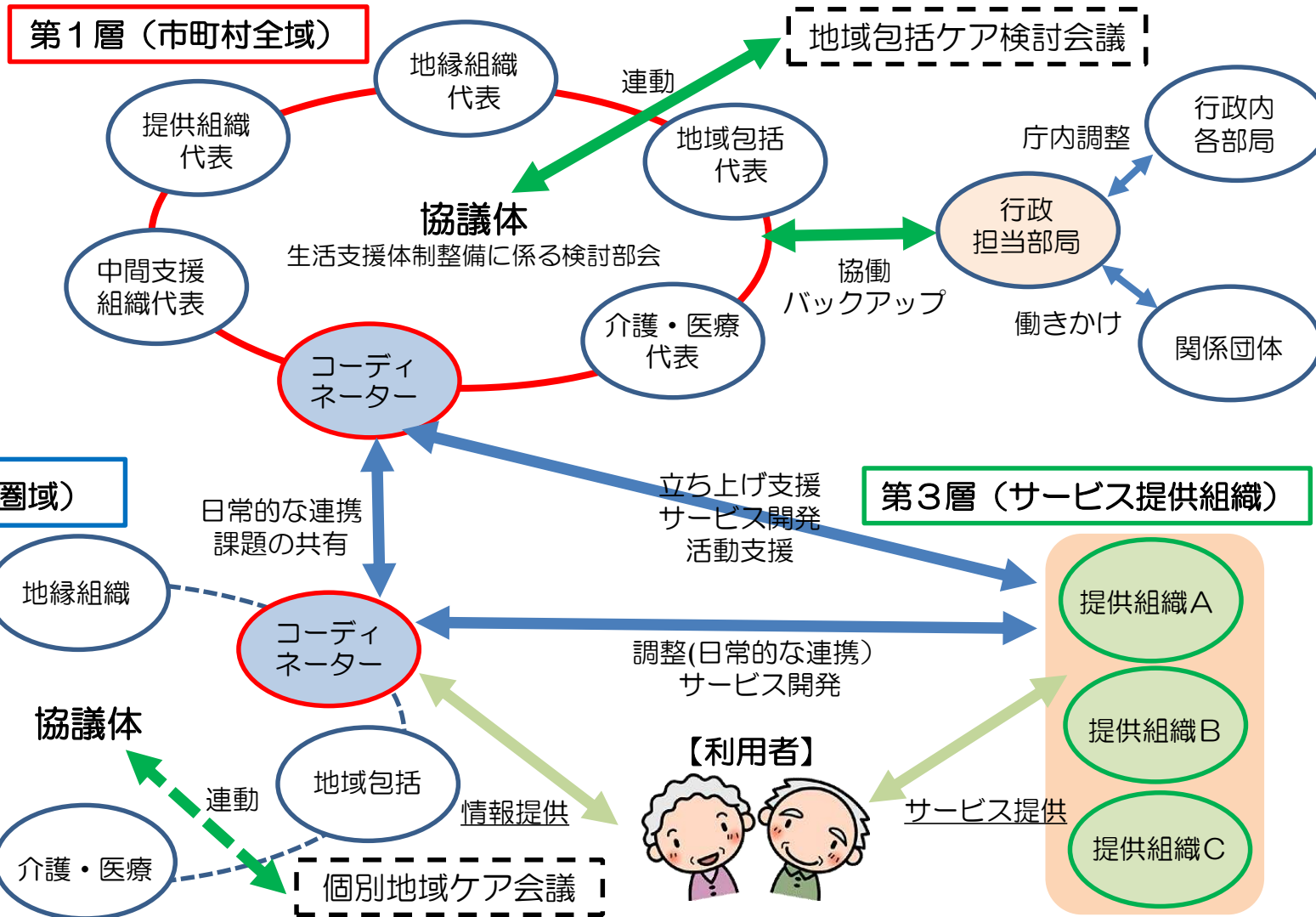
【役割】サービスを提供するための日常的な連携や調整

【時期】検討中





コーディネーターの配置・役割等のイメージ





生活支援体制整備事業について（検討組織等）



地域包括ケア検討会議

（兼第1層地域ケア会議）…市主催

生活支援体制整備に関する検討部会

（第1層協議体）…市主催

【各関係機関会議】

にっしん地域支え合い円卓会議

第1層生活支援CN主催

連携

管理者会・連絡会等
（居宅介護支援）

役員会・幹事会等
（老人クラブ）

地区ケア会議等
（民生委員）

など

展開

展開

展開

西部圏域

西部生活支援CN主催

第2層協議体

連携

個別地域ケア会議

西部地域包括主催

中部圏域

中部生活支援CN主催

第2層協議体

連携

個別地域ケア会議

中部地域包括主催

東部圏域

東部生活支援CN主催

第2層協議体

連携

個別地域ケア会議

東部地域包括主催

実線

…設置済

点線

…検討中



各行政区へのアプローチについて



(1) にっしん幸せまちづくりプラン行政区地域座談会

各行政区（19区）を対象に、高齢化背景を踏まえた地域づくりについて座談会を実施。

- ①内 容：「にっしん幸せまちづくりプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）について」
「2025年を見据えた地域における支え合いについて」
- ・高齢化の進展について
 - ・地域における生活支援について
 - ・地域における認知症支援について
- 「わたしのまちの支え合い（GW）」

②日 程：平成28年11月7日～同年12月27日

③参加者：236名

行 政：日進市地域福祉課、日進市社会福祉協議会
地域包括支援センター（管轄）
生活支援コーディネーター（第1層・管轄第2層）
行政区：区長、自治会長、民生委員、老人クラブ役員等



地域座談会の様子

(2) にっしん地域支え合い円卓会議

地域関係者を中心に、高齢化背景を踏まえた地域づくりについて勉強会を開催。

- ①内 容：「地域生活支援の在り方について（講演）」
「目指す地域像を考えよう（GW）」
講師：鶴山芳子氏（公益財団法人さわやか福祉財団理事）

②日 程：平成29年1月18日

③参加者：96名



円卓会議の様子



認知症施策推進に係る主な取組みについて



【家族支援】

(1) 認知症家族交流会

- ①日 程：月1回開催（原則第2水曜日：午後1時30分～同3時30分）
- ②会 場：日進市中央福祉センター集会室
- ③参加者：74名（延べ人数）

(2) 認知症カフェ

- ①日 程：平成29年3月8日（水）午前10時30分～午後3時
- ②会 場：日進市中央福祉センター多機能室
- ③参加者：37名

【支え合いによる支援】

(1) 認知症サポーター養成研修(H29.3.17現在)

- ①受講者数：12団体・414名
- ②認知症サポーター数：5,325名（延べ数）
（新たに受講された団体等（予定含む））
 - ・生活支援サポーター受講者
 - ・学生（愛知学院大学、日進西中学校1年生、赤池小学校4年生）
 - ・民生委員・民生児童委員
 - ・行政区（五色園区） ・尾三消防署員

(2) 介護予防講演会・出前講座（五色園区・南ヶ丘区）

「そこが知りたい在宅医療～認知症になっても住み慣れた家で安心して暮らすには？～」

※「在宅医療・介護連携推進事業について」にて説明。





(4) 在宅医療・介護連携推進事業について



在宅医療・介護連携推進事業の8つの取組について



- (ア) 地域の医療・介護の資源把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携



(工) 医療・介護関係者の情報共有の支援



電子@連絡帳導入実績 (尾張東部医療圏)			(平成29年2月13日 東名古屋医師会在宅医療サポートセンター調べ)			
ネットワーク名	豊明市 いきいき笑顔ネットワーク	長久手市 愛・ながくて夢ネット	日進市 健やかにっしん・ヘルピーネット	東郷町 レガッタネットとうごう	瀬戸旭医師会 瀬戸旭もーやっこネットワーク	
管内人口(12月1日現在)	68,869人	56,502人	88,955人	43,314人	213,436人	
運用開始年月	平成23年10月	平成24年9月	平成28年2月	平成27年12月	平成26年4月	
時点	1月末現在	1月末現在	1月末現在	1月末現在	1月末現在	
登録機関	151機関	113機関	84機関	51機関	295機関	
登録ID	313人	163人	156人	73人	565人	
登録患者数	560人	390人	51人	16人	655人	
記事の累積	9253件	15124件	437件	360件	15995件	
登録患者1人当たりの記事数	17件	39件	9件	23件	24件	
主な登録機関の内訳	クリニック・病院 登録数/総機関数(導入率)	※30/38(78%)	*29/32(91%)	21/59(36%)	19/23(83%)	*52/116(45%)
	歯科医院	11/30(37%)	5/24(21%)	17/45(38%)	4/17(23%)	20/103(19%)
	薬局	18/25(72%)	9/16(56%)	21/36(58%)	7/13(54%)	32/107(30%)
	訪問看護ステーション	15(市内100%)	12(市内75%)	4(市内3/5 60%)	3/3(100%)	21/21(100%)
	地域包括支援センター	2/2(100%)	2/2(100%)	3/3(100%)	2/2(100%)	8/8(100%)
	居宅介護支援事業所	13/13(市内100%)	10(市内100%)	12(市内11/21 52%)	5/9(56%)	50/59(73%)
	訪問介護(ヘルパー)	2/5(40%)	7(市内83%)	0/19(0%)	1/6(17%)	24/72(33%)



(力) 医療・介護関係者の研修



在宅医療・介護連携多職種連携研修

- 第1回 テーマ「在宅医療が果たすべき役割」平成29年2月15日（水）
グループ討論：認知症支援の課題とその解決策
参加者：医師 4名
 歯科医師 1名
 薬剤師 5名
 看護師 4名
 介護支援専門員 23名
 その他医療従事者 2名
 その他(社会福祉士等) 5名
- 第2回予定 テーマ「在宅医療における知っておくべき報酬や制度」
グループ討論：訪問診療の課題とその解決策
日時：平成29年4月30日（日）午後1時30分から
場所：中央福祉センター多機能室





(キ) 地域住民への普及啓発



介護予防講演会・出前講座

テーマ：「そこが知りたい在宅医療

～認知症になっても住み慣れた家で安心して暮らすには?～」

・全市民対象の講演会

日時：平成29年3月25日（土）午後1時30分～

場所：日進市民会館 1階 小ホール

・地域への出前講座（市内19行政区において順次開催）

①五色園

日時：平成29年2月4日（土）午後1時30分～

講師：金山和広先生（金山クリニック：東名古屋医師会）

参加者数：56名



②南ヶ丘

日時：平成29年3月18日（土）午後1時30分～

講師：宮川浩一先生（宮川クリニック：東名古屋医師会）

参加者数：42名

以降、東名古屋医師会、愛豊歯科医師会、日進市薬剤師会から講師を迎えて開催予定



(5) にっしん高齢者ゆめプランについて



第7期にっしん高齢者ゆめプランとは①



にっしん高齢者ゆめプランは、高齢者の福祉施策について定める「高齢者福祉計画」（老人福祉法に基づく計画）と、介護や支援が必要な高齢者等について定める「介護保険事業計画」（介護保険法に基づく計画）を一体として計画するものです。

また、市の最上位計画である日進市総合計画（平成23～32年度10カ年計画）を上位計画とし、にっしん幸せまちづくりプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）等との整合の取れたものとする必要があります。

年 度	H24	25	26	27	28	29	30	31	32
日進市総合計画	第5次計画								
日進市地域福祉計画	第1次計画								
			第2次計画						
にっしん高齢者ゆめプラン	第5期計画								
			第6期計画 現行計画						
						第7期計画 *今回策定*			



第7期にっしん高齢者ゆめプランとは②



本計画では、介護サービスの年度ごとの予測見込み量や、サービスの基盤整備などについて定めます。それにより介護保険事業の財政規模が決定し、その給付を支えるために必要となる介護保険料が決定することとなります。介護保険料の基準額はこの計画を元に算出しています。

第7期計画は、2025年（平成37年）に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築実現への方向性を継承しつつ、策定します。



第7期にっしん高齢者ゆめプランとは③



2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



(参考) 第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

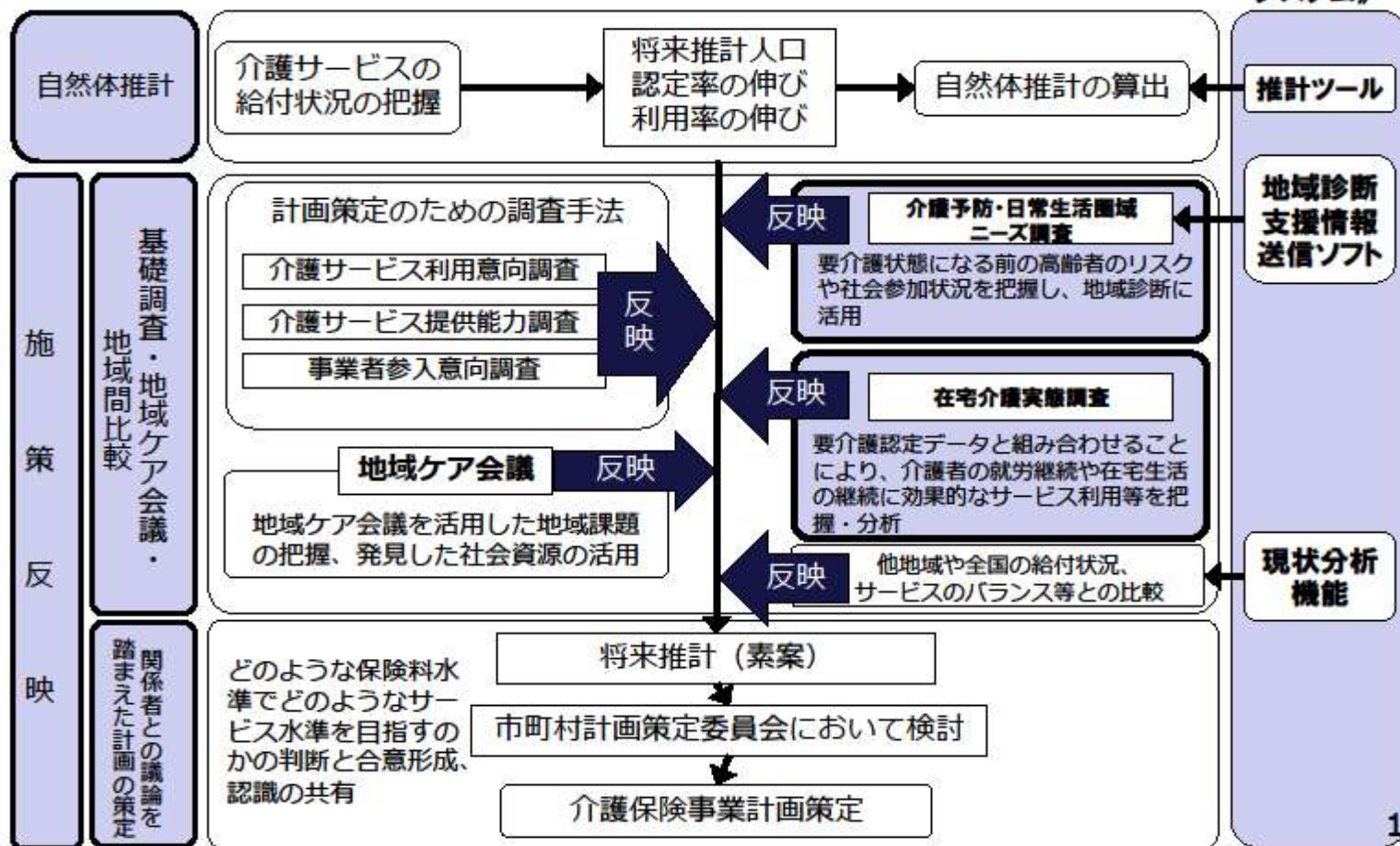


第7期計画の策定プロセスと支援ツール

第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

資料2

《「見える化」システム》



厚生労働省：社会保障審議会介護保険部会資料



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への報酬増額の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行